



檀 行 審 第 1 号

令和7年1月31日

檀原市長 亀田 忠彦 様

檀原市行政不服審査会

会長 北岡 秀晃

檀原市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年8月20日付け檀総第12421号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

令和5年10月23日付けの行政文書不存在通知に関する処分についての審査請求につ
いての諮問

答申

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの樫原市長（以下、審査庁としての樫原市長を「審査庁」という。）の諮問に係る判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和5年10月19日、新沢千塚集客施設等の管理内容等がわかるもの（以下「請求文書①」という。）、指定管理業務等の内容等がわかるもの（以下「請求文書②」という。）、ふれあいの里草刈実施完了報告書等や農政課の確認報告書等（以下「請求文書③」という。）の行政文書の公開請求を行った。この請求人の公開請求に対し、担当課である樫原市都市デザイン部農政課及び同部公園緑地景観課（以下「処分庁」という。）は、令和5年10月23日付け、請求文書①と請求文書②に対応する行政文書については公開決定通知書を、また、請求文書③については当該請求に対応する行政文書が存在しない旨の行政文書不存在通知書（樫農政第14696号）を請求人に対し、送付した。
- 2 請求人は、令和6年1月23日付けで、処分庁の上記行政文書不存在処分に不服であるとして、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。
- 3 審査庁は、前項の審査請求書の記載に不備がなかったことから、不服審査手続きを進めることとした。
- 4 処分庁からは、令和6年2月8日付け弁明書が提出された。
- 5 令和6年5月17日、審査庁は口頭意見陳述を実施し、請求人及び処分庁が出席し、請求人から審査請求につき、口頭で意見が陳述された。
- 6 処分庁は、審査庁からの令和6年7月1日付け物件提出要求に応じ、資料を提出した。
- 7 令和6年8月6日、審査庁は審理手続を終結し、請求人に通知した。
- 8 令和6年8月20日、審査庁は樫原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、樫原市情報公開条例（平成10年樫原市条例第15号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、裁決に関する諮問書を提出した。

第3 審査関係人の主張

1 請求人の主張

総務部情報公開室に書類所在を確認することを教示され、都市デザイン部農政課（以下「農政課」という。）に対し、事前に請求文書③の存在することを確認した上、公開請求を行ったが非公開となったため、請求文書③の公開を求める。

2 処分庁の主張

請求人が主張している請求文書③については、事前に農政課に確認の上、公開請求されたものであるが、新沢千塚古墳群公園施設管理業務委託契約書において、契約先である農事組合ふれあいの里（以下「農事組合」という。）は、管理業務委託に関する業務日誌（以下「本件業務日誌」という。）の作成と提出が義務づけられているところ、本件業務日誌は、請求人が公開請求している本件草刈実施完了報告書と認めることができる書類には該当しないことが判明した。また、農政課の担当者による草刈確認報告書も作成されていないため、請求文書③に対応する行政文書は存在していない。

今後は、各業務の履行確認に必要な報告書の提出及び当課による業務完了時の確認作業を的確に行うことにより、適切な業務管理に努め、同様の事態を招かないようにする。

第4 審査庁の諮問に係る判断

1 諮問の趣旨

請求人の本件審査請求は棄却すべきであるとの答申を求める。

2 諮問の趣旨に係る判断の理由

樫原市は、農事組合との間で新沢千塚古墳群公園施設管理業務委託仕様書（以下「管理業務仕様書」という。）を取り交わしていることから、審査庁は、管理業務仕様書を担当課から取り寄せてその内容の確認を行った。

取り寄せた管理業務仕様書に業務内容として「南側駐車場及び周辺通路の管理」、「植栽の管理」、「トイレ・シャワールームの管理及びシャワールーム使用料の収納」、「集客施設屋上の管理」、「エレベーター内清掃」の5つ業務内容が記載されており、植栽の管理は、樫原市が農事組合に委託する業務の一つであることが管理業務仕様書から明らかである。

農事組合が樫原市から委託を受けている植栽の管理の内容については、

「公園施設内の植栽管理を下記のとおり行い、美観を保つこと

(1) 除草作業（年3回）

(2) 植栽への灌水（5月から9月の期間中週2回）」

と記載されていることから、除草作業は植栽の管理に含まれ、樫原市から委託を受けている業務に含まれていることは明らかである。

また、管理業務仕様書には提出書類の一つとして業務日誌が記載され、「受注者は毎日業務日誌を作成の上で月毎にまとめ、翌月1日に業務報告書とともに提出すること。」と記載されている。

そこで、農事組合が作成し、樫原市へ提出した業務日誌の記載内容を確認したところ、業務日誌の記載項目としては、駐車場（バリカー）の点検確認、トイレ・シャワールームの点検確認、屋上・歩道橋・健康ベンチの点検確認、の項目は存在しているが、植栽の管理に関して記載されている項目は存在しない。これは、業務日誌が日常的に行う公園管理に関する業務を対象としているためであり、年3回の実施を義務づけられている植栽の管理は日常業務でないことから業務日誌の記載項目となっていないものと思料される。

しかし、前記のとおり、農事組合は、除草作業が樫原市から委託を受けている植栽の管理業務に含まれている以上、草刈りを実施したことを報告する草刈実施完了報告書を業務日誌とは別に作成し、提出すべきである。仮に、農政課が農事組合に対し、草刈実施完了報告書の作成提出を義務づけていないのであれば、農政課自らが農事組合が実際に草刈りを実施したか否かを確認し、草刈確認報告書を作成することとなる。ところが、実際は、農政課担当者による草刈確認報告書は作成されていない。

以上から、農事組合が管理業務仕様書に基づいて樫原市に提出している業務日誌は本件草刈実施完了報告書と認めることはできず、また、農政課の担当者が草刈りの現場を確認した草刈確認報告書も作成されていないため、請求人が公開請求している農事組合作成の草刈実施完了報告書及び農政課作成の草刈確認報告書は、いずれも不存在である。

第5 当審査会の判断の理由

1 審査請求に係る手続の適正について

本件審査請求について、審理手続は適正に行われたと認められる。

なお、審査庁からの諮問の趣旨としては、諮問書にあるとおりであるが、この答申にかかる当審査会の審議においては、この諮問の趣旨にとらわれることなく、公正かつ適正に判断を行った。

2 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条において、市政に関する市民の知る権利を具体的に保障するものとして、実施機関の保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、広く情報を公開することにより、市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、市民福祉の増進に寄与し、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政の推進に資することを目的として掲げている。また、条例第3条においては、当該公開を求める権利が十分に尊重されるように条例を解釈し、運用することが実施機関の責務とされている。これら条例の規定の趣旨に鑑み、当審査会は、原則公開の基本原則の下、条例の規定の適用に関し、判断するものである。

3 本件対象となる行政文書の存在について

当審査会では、樫原市が現在保有している行政文書内に、農事組合の草刈りの報告についての記述がないかどうかを確認するために、令和6年10月31日付けで審査庁から次のものの提出を受けた。

- (1) 平成28年度から令和6年度における農政課のファイル基準表
- (2) 平成28年度以降の行政文書のうち、第1ガイドが『集客施設』であるフォルダ内の行政文書全て
- (3) 農政課の電子計算機システムによる電磁的記録の保存先について、『草刈』という単語で全文検索をした結果がわかるもの。

まず、樫原市の行政文書の管理記録である(1)のファイル基準表において、公園施設の管理に関して現存すると記載されている行政文書と、審査庁から提出を受けた(2)の行政文書の現物を照らし合わせたところ、両者は一致していた。

また、(2)の行政文書を確認したところ、草刈りの報告に関する行政文書は見当たらなかった。

さらに、(3)の農政課の電子計算機システムによる電磁的記録の保存先について、『草刈』という単語で全文検索を行い、そのうえで『集客』、『ふれあい』（公園施設内の集客施設の名称が「ふれあいの里」であるため。）という単語で絞り込んだところ、

48件の該当があった。この48件のなかには

- ・公園施設の委託料を見直すにあたっての積算資料
- ・公園施設を管理するにあたっての関係者からの聞き取り事項
- ・新沢千塚古墳群公園を指定管理するにあたって、各課から收受した資料
- ・当該不服申立がされたことにより作成した、審査庁宛の弁明書

等の行政文書があったが、いずれも公開請求に係る「草刈りの報告」には明らかに該当しないものであった。

よって、審査請求人の開示請求にかかる請求文書③はいずれも不存在と認められ、審査庁の諮問にかかる判断に誤りはない。

4 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

なお、本件審査請求にかかる行政処分については、農事組合との契約において植栽管理業務が明記されており、当該業務に関する報告書の提出が委託費の支払条件となっている。それにもかかわらず、報告書の提出を求めなかったことで行政文書の不存在決定を行わざるを得なかったものであり、情報公開制度の前提条件となる行政文書の適正な管理に関して改善の余地があることを付言しておく。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問案件について、次のとおり調査審議を行った。

①	令和6年 8月20日	審査庁から諮問書を受理
②	令和6年10月31日	審査庁から追加提出の諮問資料を收受
③	令和6年11月19日	論点整理・口頭意見陳述の実施・調査審議

令和7年1月31日

橿原市行政不服審査会 第二部会

部会長 北岡 秀晃

委員 荒木 進

委員 大塚 佳代子

委員 福井 麻起子